

# 学習用タブレットは学習目的以外で 使ってはいけません！！

<中学生用>

神戸市教育委員会事務局

学習用タブレットは、皆さんの学びがよりよくなるために貸し出しています。便利に使えますが、使い方を間違えると犯罪につながる可能性があります。正しく使って学びを深めてください。



## ——間違った使い方をしてはいけません——



学習用タブレットのカメラは高画質で便利ですが、他人の写真や動画を無断で撮影することは絶対にしてはいけません。



本人の同意なく撮影する行為は「無断撮影」となり、悪意の有無にかかわらず犯罪になる可能性があります。



盗撮行為は被害者に強い恐怖や不快感を与えます。無断撮影された画像や動画を拡散・保存・売買することも同様に犯罪行為です。



SNSなどへ写真や動画を無断で拡散すると肖像権の侵害につながります。



SNSなどへ情報拡散や他人の誹謗や中傷を書き込むと名誉棄損罪につながります。



加害者にならないことはもちろん、盗撮行為を見かけた場合は、すぐに保護者や学校、警察等に相談しましょう。

# Bluetoothを正しく使いましょう

Bluetooth機器を学習用タブレットに接続して授業に活用することができます。Bluetooth機器を正しく接続・使用し、効果的に学習しましょう。

## 授業中にBluetooth接続可能なデバイス



キーボード



マウス



イヤホン・  
ヘッドフォン



スピーカー



Bluetooth機器は授業中か家庭で使用します。学習に関係のない目的では使わないようにしましょう。



Bluetooth機器に接続しないときは、Bluetooth機能を「オフ」にし、不要な接続を防ぎましょう。



不審なBluetooth接続や通知があった場合は、教職員に報告するよう指導してください。

**犯罪行為が確認された場合は警察へ通報、または情報提供します**

### 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」

兵庫県法規集 第17編 警察/第7章 生活安全 (令和7年3月25日)

#### 第3条の2(要約・一部抜粋)

- 公共の場所や乗り物・学校等において正当な理由なく人を撮影してはいけません。
- 浴場、更衣室、トイレ等、衣服を着けていない可能性のある場所で、撮影してはいけません。
- いかなる場所でも盗撮目的でカメラを向けてはいけません。
- いかなる場所でも盗撮目的でカメラを設置してはいけません。

**50万円以下の罰金  
又は拘留もしくは科料**

兵庫県警察サイバー情報発信室→

